新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成26年12月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

## 新潟県規則第71号

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県収入証紙条例施行規則(昭和57年新潟県規則第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号(以下「追加別表号」という。)を加える。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正 後の欄中下線が引かれた部分(別表の号の表示及び追加別表号を除く。)に改める。

改 正 後	改 正 前
別表 (第2条関係)	別表 (第2条関係)
$(1) \sim (498)$ (略)	(1)~(498) (略)
(499) 宅地建物取引士資格試験手数料	(499) 宅地建物取引主任者資格試験手数料
(500) 宅地建物取引士資格登録簿登録手数料	(500) 宅地建物取引主任者資格登録簿登録手数
	<u>料</u>
(501) <u>宅地建物取引士資格登録</u> の移転申請手数	(501) <u>宅地建物取引主任者資格登録</u> の移転申請
料	手数料
(502) <u>宅地建物取引士証</u> の交付申請手数料	(502) <u>宅地建物取引主任者証</u> の交付申請手数料
(503) <u>宅地建物取引士証</u> の有効期間の更新申請	(503) <u>宅地建物取引主任者証</u> の有効期間の更新
手数料	申請手数料
(503)の2 宅地建物取引士証の再交付申請手数	
<u>料</u>	
$(504) \sim (585)$ (略)	$(504) \sim (585)$ (略)

## 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。